

仮訳

1979年食品法に基づき制定する

## 保健省告示

(第418号)2020年

件名 食品添加物の使用基準、条件、方法及び比率の規定(第2版)

---

食品添加物に関する保健省告示を改正増補し、食品製造技術に関するニーズに適合させると共に、消費者の安全保護をより強化することが適切であるため、1979年食品法の第5条の第1段落、並びに第6条の(4)及び(5)の権限に基づき、保健大臣が以下の通り告示する。

第1条 2018年6月21日付の保健省告示第389号、2018年、件名「食品添加物(第5版)」の末尾添付リスト1及び2を廃止し、本告示の末尾添付リストに置き換える。

第2条 本告示の施行日の前に承認された2020年の規定値に基づく使用規定により食品添加物を使用している食品製品製造者又は輸入者は、本告示の施行日から2年以内に、本告示の末尾リスト1及び2に従い、正しく実施すること。

第3条 本告示を官報告示日(訳注:2020年10月9日)の翌日より施行する。

2020年9月2日告示

アヌティン・チャーンウィーラクーン

保健大臣

※実際の告示は2ページから657ページが存在。翻訳については割愛。

(注1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注2) 本告示（2020年10月9日付官報掲載）の原典については、下記に掲載されています。  
[http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ\\_moph/P418.pdf](http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P418.pdf)

(注3) 本告示のタイ政府による仮英訳については、下記に掲載されています。  
[http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ\\_moph/V.English/P418\\_E.pdf](http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/P418_E.pdf)

(注4) 本告示は修正が下記官報によりなされています。  
[http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/261/T\\_0037.PDF](http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/261/T_0037.PDF)

修正概要：

○ 保健省告示第418号末尾添付リスト1の115、146、283、285、287、289  
ページ

（修正前）キャンディー、飴、チョコレートの欄「XS87, TH61」

（修正後）キャンディー、飴、チョコレートの欄「XS87, TH62」

○ 保健省告示第418号末尾添付リスト1の557ページ

（修正前）ココア製品及びチョコレート製品「183, TH61」

（修正後）ココア製品及びチョコレート製品「183, TH62」

(注5) 本告示には補足通知が出されています。

原典

[http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ\\_fda/418\\_FoodAdditives.pdf](http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/418_FoodAdditives.pdf)

仮訳

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/thailand/food/MoPH418Explanation.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/MoPH418Explanation.pdf)